

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第4回）
開催日時	平成21年10月14日（水曜日） 午後1時30分から3時00分まで
開催場所	田無庁舎 5階501会議室
出席者	委員：浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、富田恵子、西道 隆、 蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子（敬称略） 事務局：下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷 職員課長補佐兼人事給与係長
議題	特別職の報酬等について
会議資料の 名称	平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>浅川会長 定刻になりました。平成21年度第4回西東京市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。筑井委員が欠席ということでございます。会議時間は90分ということですから、今日の会議終了は3時ということで皆様のご協力をお願いいたします。諮問の審議に入りますが、まず、前回第3回会議録を確認し、決定したいと思っております。誤字、脱字等お気付きの点があればおっしゃっていただければと思います。</p> <p>皆さんよろしいでしょうか。それでは第3回会議録は承認されたものとさせていただきます。</p> <p>事務局 ありがとうございます。それでは会議録につきましては皆様のご承認をいただきましたので、公開の手続きに入らせていただきます。</p> <p>浅川会長 それでは、本日の審議内容についてですが、大きく分けて2点ございます。1点目は要望のあった資料を事務局が用意されておりますのでその説明をしていただきます。第2点目、これが今回のメインとなりますが、第1回会議からこの間原田委員からご提案のありました特別職及び議員の給与体系と水準、格付けということについて、既にお手元に配布してございますけれども、資料を用意しているとのことですので、その内容についてご説明をいただく。そしてその後審議してまいりたいと考えております。第1点目のことですが、既に皆さん方には郵送で事務局から送られていると思いますので、改めて</p>	

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、前回第3回審議会におきまして、資料要望のありました資料につきまして、説明をさせていただきます。

資料1 各委員会における行政視察の実施状況（平成20年）

柳田委員から資料要望のありました資料1「各委員会における行政視察の実施状況」です。平成20年の各委員会における視察月日と視察先と主な視察内容でございます。

資料2 外部団体等における行政視察等の実施状況（平成20年度）

柳田委員から資料要望のありました資料2「外部団体等における行政視察等の実施状況」です。平成20年度における市長及び議員の一部事務組合、協議会等の外部団体等における行政視察等の実施状況です。

資料3 議員報酬の改定前後における共済費市負担金への影響額

柳田委員から資料要望のありました資料3「議員報酬の改定前後における共済費市負担金への影響額」です。市議会議員30名の共済費市負担金総額で、額としましては297万円の影響額が出ます。

資料4 議員活動の範囲

柳田委員と原田委員より要望のありました資料4「議員活動の範囲」についてです。平成20年9月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、議員活動の範囲が明確化されました。地方自治法の一部改正につきましては、地方分権の進展に伴い、議会活動及び議員活動の範囲が拡大し、各自治体において、議会運営の円滑化を図るための会議として、各派代表者会議、全員協議会などが行われている実態を踏まえまして、議会活動の範囲を明確化することが求められておりました。また、議員の報酬が、特別職であっても他の行政委員会の特別職である委員等の報酬とは支給方法等が異なることから、その位置付けを明確にするべきなどの要望が全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会から提出されておりました。このような動きを踏まえまして、衆議院総務委員会委員長の提案による議員立法により成立し、平成20年6月18日に交付され、平成20年9月1日に施行されたものでございます。下の四角内、参考、関係条文にありますとおり、地方自治法第100条第12項が新設されました。これを受けまして、西東京市議会会議規則第160条に協議又は調整を行うための場として新設されました。協議等の場として別表が設けられました。上段の表がこの別表です。会派代表者会議、議会報編集委員会、正副委員長会議、全員協議会、それぞれの目的、構成員、招集権者を表示しています。実績ですが、平成20年度は、会派代表者会議が5回、議会報編集委員会が9回、正副委員長会議は必要の都度随時、全員協議会は1回それぞれ開催されております。

資料5 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準の求め方

大屋委員から要望のありました資料5「実質赤字比率及び連結赤字比率の早期健全化基準の求め方」です。この資料は、前回の第3回審議会における財政課長の説明後の質問に対する回答です。実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に規定されています。まず、上段の実質赤字比率についてですが、西東京市の標準財政規模は356億5,577万4千円で、表にあてはめると、200億円以上500億円未満のナンバー2の計算式で求められることとなります。中ほどに記載しております計算式から11.59%と導き出されます。次に下段の連結実質赤字比率についてですが、これは実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加えた

数値となりますので、16.59%ということになります。

以上で、簡単ではございますが、要望のありました資料説明を終わります。

浅川会長

説明が終わりました。配布資料について不明な点、わからない点等があればお受けいたします。いかがでしょうか。

柳田委員

資料1の行政視察の実施状況なのですが、これは全て1泊2日の旅行のような形でされているということでしょうか。

事務局

そのとおりです。

柳田委員

わかりました。

浅川会長

よろしいでしょうか。それでは前回要望のございました資料についての説明はこれで終了とさせていただきます。

では、いよいよ、この審議会としての本題であります、特別職及び議員の給与の体系及び水準の審議に入っていきたいと思えます。第1回会議でお話のありましたとおり、11月中旬までに審議会としての答申を出さなくてはなりません。そこで、答申に向けた具体的な審議、つまり市長等の特別職や議員の報酬についての検討に入りたいと思えます。その判断材料として、原田委員からご提案のございました、格付けと申しますか給与体系についての資料が本日用意されておりますので、その内容についてこれから説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、本日机上に配布させていただきました資料に基づいてご説明させていただきます。資料番号順にご説明したいと思います。まず最初に資料5からは入らせていただきたいと思えます。一番最後のページになります。9ページです。本年10月9日に東京都人事委員会勧告が発表されております。その資料を最初にご説明いたします。資料5「平成21年人事委員会勧告等の概要」についてです。

例月給、特別給ともに引き下げの勧告となっております。年間給与は過去最大の減額ということで、都職員平均で176,000円の年収減となります。例月給では、公民較差を解消して公務員と民間従業員との給与水準の均衡を図るということで例月給を1,468円、率にして0.35%引き下げるものです。特別給、賞与では、0.35月分引き下げ、平成21年6月期に期末手当の特例措置により凍結した0.20月分を支給せず、さらに0.15月分期末手当を引き下げるというもので、年間支給月数は4.5月から4.15月に引き下げるというものでございます。

以上が東京都人事委員会勧告の内容です。

それでは、資料を順を追ってご説明させていただきます。

特別職等の給与体系・水準について

この資料は、原田委員からのご提案によりまして、事務局で東京都25市に対して部長級職員に係る最高号級者の給与額の状況の調査をかけまして、9月中に回答をいただきまして、まとめたものでございます。

まず資料特別職等の給与体系・水準について両面4ページのものでございます。そして次にA3

版縦長のものが、特別職と議員の給与体系を比較したもので、資料1及び資料2の2種類でございます。

まず、右上、資料番号、資料1とありますのは本市を除く東京都の類似団体8市比較による特別職等の給与体系に関するものです。資料2は本市を除く東京都25市を比較した特別職等の給与体系に関するものでございます。それぞれ枝番のついたA4版横長の資料1-2及び資料2-2は、先ほどの資料1及び2にそれぞれ対応しております。資料1及び2で給与体系に基づくと、特別職や議員の給与と報酬がどの程度の額になるのか、その水準を年収ベースと月収ベースで算出したものでございます。それから、資料3は、類似団体8市と25市の平均倍率から平均数値算出方法の資料でございます。資料3-2は、資料3で算出しました平均数値で計算し作成しました案でございます。資料4と資料4-2は原田委員からの案の資料でございます。それから先ほどの資料5平成21年東京都人事委員会の勧告の概要でございます。以上のような内容になっております。

まず、A4版縦長の特別職等の給与体系・水準についてをご覧いただきたいと思えます。1の基礎資料の算定です。部長級職員の年収額は、例月給与の12月分、つまり例月給与を12倍したものと、期末・勤勉手当、これは6月、12月、3月に支給され、一般的にはボーナスに該当するもので、この2つの合計額となります。

それではまず、1.例月給与についてです。アの毎月支払われる給与は、「給料月額」「管理職手当」「地域手当」「扶養手当」「住居手当」「通勤手当」の合計額となります。このうち、管理職手当は給料月額の20%、また地域手当は給料月額と管理職手当と扶養手当の合計額の15%となります。この6種類の手当等のうち、扶養手当と住宅手当については、配偶者の有無または扶養する子どもの人数によって金額が異なります。また住居手当は世帯主に支給されるもので、世帯主であるかどうかによって支給されるかどうか決定されます。つまり、扶養手当と住居手当は個人の状況によりまして支給の有無そしてその額が異なる手当ということになります。

また、通勤手当については、本人が支払った金額の補てんといった意味合いのもので、実費弁償というものになります。部長級職員の例月給与の基礎に算出するものとしては、 の下線を引いておりますとおり、給料月額、管理職手当、地域手当の3項目の合計額とし、これを12か月分つまり12倍して年間分を算出することといたします。

これを西東京市の部長級職員の最高例月給与者の場合に当てはめると、例月給与は「給料月額」「管理職手当」「地域手当」の合計額70万9,275円となり、この例月給与を12倍した年間額は851万1,300円となります。

次に2.期末・勤勉手当です。期末・勤勉手当は、「給料月額」「扶養手当」「地域手当」「職務段階別加算額」の合計額に対し、平成21年度は現段階では期末・勤勉手当の年間支給割合が決定していませんので、平成20年度の支給実績4.5ヶ月分を用い、これに乗じて算出され、年間額としては325万2,487円ということになります。つまり3.西東京市部長級職員の年収額としては、例月給与の12ヶ月分である851万1,300円と期末・勤勉手当の年間支給額325万2,487円の合計額1,176万3,787円ということになります。

次に裏面の2ページをご覧ください。(2)特別職 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の給与算定方式についてです。特別職の給与の場合は、毎月支払われる給料の12か月分つまり12倍したものと、期末手当これは6月と12月に支払われるもので、給料月額を1.2倍したものに、部長級職員と同様に、平成20年度の年間支給割合4.5ヶ月分を乗じたものの合計額となります。このように算出した特別職 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の年収額とそれぞれの内訳は表のとおりとなります。

次に(3)議員報酬の算出方式についてです。議員報酬の場合は、特別職の算出方式と同様となり、毎月支払われる議員報酬の12か月分つまり12倍したものと、期末手当これは6月と12月に支払われるもので、給料月額を1.2倍したものに、部長級職員及び特別職と同様に、平成20年度の年間支給割合4.5月分を乗じたものの合計額となります。このように算出した議長、副議長、常任委員長等及び議員の年収額は表のとおりです。

それでは、2給与体系についてです。この資料は、部長級最高年収者の給与に対し、特別職及び議員の給与はどのような位置にあるか、つまり市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の特別職と議長、副議長、常任委員長等、議員をそれぞれの職責に応じて格付けしていこうというものです。資料1東京都の類似団体8市の平均倍率から算出した特別職等の年額・月額給与水準と資料2東京都25市平均倍率から算出した特別職等の年額・月額給与水準は後ほどご説明いたします。

3ページに移ります。具体的に、西東京市長の場合を例示させていただきました。市長の年収1,827万円を部長級職員年収1,176万3,787円で除すことにより、西東京市長の年収は、西東京市の部長級職員の年収1に対し、1.55倍という格付けにあるということがわかります。

3平均倍率に基づく給与水準についても後ほど資料1-2、資料2-2によりご説明いたします。

次に4東京都の類似団体8市及び東京都25市の平均倍率を用いた平均数値とその数値を用いて特別職等の年額と月収額の算出方法につきましても、後ほど資料3、資料3-2によりご説明します。

それではA3縦長の資料1東京都の類似団体8市、本市を除く、比較による特別職等給与体系をご覧ください。類似団体8市の部長級最高給与者の年収を1として市長等がどれほどの倍率であるかを表とグラフにて表示しています。

表頭 市長の倍率、表の左側9番目西東京市のぶつかった部分をご覧くださいと、1.55ということになります。右隣の副市長は1.33、教育長は1.20と個々に位置付けられることとなります。この市長の倍率1.55倍は、資料1の類似団体9市の順位で見ますと、高い方から7番目ということになります。本市を除く8市平均では、1.57倍で、西東京市の市長給与は8市平均より0.02低い倍率となります。同じように右に副市長、教育長と見ていきますと、どの特別職等においても、8市平均より低い倍率となっています。

次にA3縦長の資料2東京都25市、本市を除く、比較による特別職等給与体系をご覧ください。表頭、市長倍率、表の左側26、西東京市の倍率1.55倍は、今度は逆に本市を除く25市平均の1.50より、0.05高い倍率となっています。副市長から右に見ていきますと、常勤の監査委員以外は、西東京市の特別職等の倍率が25市平均より高い倍率であることがわかります。

次にA4横長の資料1-2東京都の類似団体8市、本市を除く、平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準をご覧ください。資料1で求めました平均倍率を用いまして年額、月額を算出した表でございます。1の年収ベースの算出は、1番左欄の市長の年収でご説明しますと、2行目の平均倍率1.1.57に、これは先ほどの資料1の本市を除く類似団体8市の平均倍率で、2.の西東京市の部長級最高年収額の11,763,787円を乗じまして、3.の東京都の類似団体の平均倍率から算出した年額18,469,145円を算出します。この額から4.現行の市長の年収額18,270,000円を差し引きますと、199,145円現行の年収額より類似団体の平均倍率から算出した年額の方が高くなります。同じ方法で副市長

では221,112円、教育長では257,820円、常勤の監査委員では171,976円、議長では336,149円、副議長では377,770円、常任委員長等では81,218円、議員では311,581円現行の年収額より類似団体の平均倍率から算出した年額の方が高くなります。

次に2の月収ベースの算出です。年収ベースで算出しました3.の東京都の類似団体の平均倍率から算出した年額18,469,145円を17.4月で除して5.の東京都の類似団体の平均倍率から算出した月額1,061,445円を算出します。この算式の17.4月は1年12月に期末手当4.5月と期末手当4.5月に役職加算分20%を乗じた0.9月を加算した月数です。次に5.から6.現行の月額を差し引きまして、11,445円の差額が算出されます。現行の月額より、東京都の類似団体の平均倍率から算出した月額の方が11,445円高くなります。同じ方法で副市長では12,707円、教育長では14,817円、常勤の監査委員では9,883円、議長では19,318円、副議長では21,710円、常任委員長等では4,667円、議員では17,906円現行の月額より類似団体の平均倍率から算出した月額の方が高くなります。

次に4ページの資料2 - 2東京都25市、本市を除く、の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準をご覧ください。同様の方法で西東京市を除く東京都25市の平均倍率から特別職等の年収及び月額を算出しています。ここでは、下の欄、月収ベースでの差額のみ読み上げます。西東京市を除く東京都25市の平均倍率から特別職等の月額と現行の月額との差額です。下から2行目の部分です。常勤の監査委員を除いて市長では35,881円、副市長では27,858円、教育長では12,226円、議長では28,007円、副議長では18,854円、常任委員長等では35,898円、議員では22,658円現行の月額より東京都25市の平均倍率から算出した月額の方が低くなります。常勤の監査委員では23,405円現行の月額より東京都25市の平均倍率から算出した月額の方が高くなります。

次に資料3東京都の類似団体8市及び東京都25市の平均倍率から平均数値算出方法をご覧ください。市長の欄で算出しますと、1.類似団体では平均倍率1.57、2.東京都25市では平均倍率1.50、この1.と2.を加算しまして2分の1にした1.54が平均数値となります。同様に副市長から議員まで算出したものでございます。この平均数値を用いまして、資料3 - 2の東京都の類似団体8市及び東京都25市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準をご覧ください。

左側の欄、市長の欄でご説明いたします。表の構成は資料1 - 2、2 - 2と同じでございます。同様の方法で、資料3で算出した平均数値を用いてご説明します。ここでは、月収ベースでの差額のみ読み上げます。市長では現行より8,838円低い額となります。副市長では7,575円低い額となります。教育長では1,295円高い額となります。常勤の監査委員では16,644円高い額となります。議長では964円低い額となります。副議長では1,428円高い額となります。常任委員長等では15,615円、議員では2,376円現行の月額より低い額となります。

このようにして、一般職の部長級最高年収額を水準値1といたしまして、東京都の類似団体8市と東京都25市の平均倍率から格付け割合を算出する考え方をご説明いたしました。

次の資料4報酬等審議会の論点整理と資料4 - 2特別職等の年額及び給与水準につきましては、原田委員からのご説明をお願いしたいと思います。それではお願いいたします。

原田委員

皆様おわかりになりましたでしょうか。お昼休みを挟んでご飯をお食べになってこの資料を見せられますと、我が大学では恥ずかしながらほとんどの学生が机に伏してし

まうのではないかと思います。そのあたりは無理強いして起こしたりいたしませんので、ご自由にお休みください。もちろんお聞きになる方は熱心にお聞きくださると幸いです。資料4と4-2は私から説明をさせていただきます。また先ほど事務局からご説明いただきました資料1から3につきましては、このような資料をご用意くださいと1回目の時に申し上げ、またこの資料の原案ができた段階で、こういうふうに計算をしてください、ということでこちらからお願いをしたわけでございます。その上で私なりの考え方を申し上げるということでございます。資料4をご覧ください。基本的に私がこの審議会における議論が、ややバイアスがかかっているように思われますのは、簡単に申しますとといった誰にいくら払うのだという私のペーパーで申しますと水準、誰にいくら払うという金額ばかりが論議されていると。私はこれはおかしいと思っております。なぜかと申しますと、皆さん、市長のことは結構ですが、あと7名ほど特別職いらっしゃるんですが、一人一人やるのかということでございます。とても間に合いません。そしてまたそういうのを切って貼ったを8回やるというのは、私はあまり意味がないと考えております。と申しますのは、やはり少なくとも行政部門、すなわち市長や副市長というのは常勤職であり、通常指揮命令の中で仕事をしていらっしゃるわけであり、おそらくそこには何らかの私が言うところの格付け、あるいはこの見出しで申しますと体系というのがあるのではないか。簡単に申しますと誰がいくらもらうのであるとすれば、彼はどれ位もらうはずだとか、そういう考え方で整理をしていく必要があるのではないかと思います。そのため、やはり論理的に考えますと、いくらにするのかという議論は差し当たり後で必ずやるとして、まずは体系に関する議論を先行させるべきであります。すなわち、西東京市を含む各自治体において、いったい市長はある基準と比べてどれ位もらうべきと考えられているのかということを経験的に調べていく必要があるのではないかと思います。二重丸を付けてございますが、特別職の報酬等というのは格付けの割合、先ほど1点いくつというのがございましたが、これに水準値をかけていくということでございます。この水準値というのは、各自治体によって異なります。先ほど西東京市の場合に1,100万いくらとっておりましたが、他の団体では金額が変わってまいります。ですから、そのあたり誤解をなさらないようお願いいたします。それでは簡単に1番と2番をそれぞれ5分から10分でお話をいたします。まず1つ目、体系論でございます。これは先ほど申し上げましたように、誰の報酬をどのように格付けするか。例えば副市長と教育長はどちらがより多くもらうべきなのか、例えばそういう議論でございます。グラフをご覧くださいと4つの特別職については順番は必ずひっくり返っていないということがおわかりになるかと思います。そういうような話が一番最初でございます。読み上げますと、市長・副市長等の特別職は常勤職であります。そして彼ら、彼女らに対する給与や手当はその職責に応じた格付けが可能だろうと考えております。例えば教育長は市長が選ぶわけですし、その逆ではないわけです。そうした関係というものを給与の格付けにも当然反映させるべきであると。その際いったい何を1にして算出するべきかということ、やはり一般職で、通常の公務員で、給料・手当の総合計額、年収でもらっている方の最高金額で計算してみてもどうかということでございます。これは何も私自身の発想ではございませんで、第1回目の会議の際に紹介いたしました国の内閣総理大臣の給与をいったいどれくらいにしたらいのかという議論の際に出てきた発想でございます。すなわち一般職の幹部公務員、これは事務次官に相当いたしますが、各省の事務次官の給与水準を準拠すべき基準、つまりこれを1として、そしてそのバランスで総理大臣や副総理の給料をいくらに

するのかというのを決めてみてはいかがかという報告書がちょっと前に出ているわけ
あります。そういうことで、先ほど紹介いただいたように資料をお願いしたわけでござ
います。ざっと総括いたしますと、類似団体、すなわち西東京市に比較的似ている、人
口も産業構造も似ている団体の平均値を仮にとるとすると、西東京市の特別職の給与は
少ないということでありまして。逆に、人口や産業構造に関わらず東京都内のすべての市
の平均値を出してみると西東京市は多いということになります。これはどちらが正しい
のかというと、私は直感的には前者だというふうに思っております。なぜかと言いま
すと、類似していない団体の給与と比べるというのは、やはりそれはおかしかろう、と
いうふうに思っております。ただ、類似団体と比較をする場合には、この調査団体とい
うのはわずか8団体でございます。8団体というのは、かなり数値としてはブレが出てくる
可能性があるという気がしております。また、本当に8団体の給与の格付けの仕方がち
ゃんも行われているのかということ、私は必ずしもそうは思いません。そういう意味で私
は類似団体を原則として考えていく必要があると思っておりますが、データのやはり
不安であるということには否めない。じゃあ25市だったら不安でないのかということ、同じ
ことが全く言える。25市も本当に格付けをやって給料を出しているのかということ、絶対
にそうではないと私確信をしております。給与改定時期もまちまちでありますし、格付
けのバランスもめちゃくちゃであります。産業構造も人口も同じ自治体でどうして1.33
となる自治体もあれば1.4となるような自治体もあるのか。やはりそれは格付けを正確
にやっていないからだとは思っております。じゃあどうするのかということござい
ますが、比較的結論めいておりますけれども、例えばその格付けの割合、部長級を分母
として市長の年収を考えると、割合を出すと当たっては、その類似団体の平均値、例
えば市長で申しますと1.57、25市で言いますと1.5なのでありますが、その間の数字を取
ってはどうかと。どちらも信頼ができないというほどではないけれども、その数値その
ものに従うということに私若干の抵抗がございます。ですから両者の間の数値を取っ
てはいかがか。その際に、できるならば、わかりやすい数値を取ってみてはどうなの
かということでございます。資料1から3とは異なる、私個人の考えでございます。わか
りやすく言いますと、市長は部長級の最高号級の1.5倍もらおうとしたらいかがか
ということでございます。これは私個人の考えでございます。もちろん皆様方からいや
少ない、多いとの議論があるということを前提に私の個人的な見解でございます。例
えば1.59にしてはどうか、たぶんここで私が主張するとフロアの方々や委員の方々が
59の9って何ですか、という話に必ずなると思えます。そういう方からすると非常
に割り切りがいい、割り切りがいいというのが合理的なのかというのは必ずしも言
えませんが、非常に透明性があり市民からすると市長はあの部長の1.5倍もらっ
ているのだという何とか直感的に理解できる数字というのがいいのではないかと
思っております。では副市長や教育長や監査委員はどうするのかということですが、
これについてもなかなか確たる根拠はないのですが、それぞれ0.15ずつずらし
てみてはどうなのか。ちょうど0.15ずつずらしますと、25市平均と類似団体平均
のちょうど間に、少なくともどちらか入ります。それぞれの間の数字を0.15、0.15
と取ると、副市長が1.35、教育長が1.2、監査委員が1.05となる。本当に根拠
がある数字なのかと言われるとそうではないのかもしれませんが、例えば、特別職
の方々の報酬等についてある程度バランスを考えた形で、かつわかりやすい数字
にしてはいかがかというのが私の例示でございます。他方、議員についてはどう
なのか。これは大変悩んでおります。なぜかと申しますと、市長、副市長等の行政
の4者に比べまして、議員の方々というのは非常勤でございます。ですから本来通常

毎日指揮命令系統で仕事をしていらっしやるわけではない。となると格付けは基本的にできないということになるわけです。議長や常任委員長の仕事というのは、やはり今申し上げたように格付けがなかなか難しい。しかも議員報酬というのはいったいなんぞやということについて学問的な見地からこれだという結論は残念ながら出ておりません。ただ、昨今の地方自治法上の改正を見ますと、通常の非常勤と議員は違うだろうということは法律上明確化されております。報酬の規定から通常のさまざまな非常勤職員、皆様もそうありますが、非常勤職員から切り離れた形で議員の報酬ということは条文が新たに設けられた。これはおそらく単純に通常の非常勤と同じよう扱って構わないだろうというふうにはいえない。ではどうするんだということは今のところはっきり答えが出ていないわけですが、切り離すことはできる。確実に言えるのではないかと。従って、仮にと・・強調点をふってございますけれども、仮に格付けを行う場合には、まあ非常勤はこれではまずいだろう。少なくとも常勤の金額が上限だろう。例えば、部長級の最高号級が1,000万円だとすると、議長は1,000万円にすべきではないか。最高1,000万円にすべきではないか。それより下回るといってはあってもよろしいということでございます。今申し上げたように議会の4者につきましては、私なかなか結論が出せずに、留保している状況でございます。そのため、ペーパーに書いてございますように、是非事務局をお願いをしたいのですが、議会活動はどんなふうに行っているのか。今日も資料がございましたけれども、例えば、彼ら彼女らというのは、他に仕事を持っているのか持っていないのか。あるいは、これまで仕事を持っていた方が議員に当選していらっしやったのか。それとも相当専門の専従じゃないですけども、議員の仕事がメインで生計を立てていらっしやるのか、そのあたりがやはり知りたい。その割合等がどうなっているのかというのはやはり考えていく必要があるだろうと思います。地方議会について一言だけ申し上げますと、議会の改革については、2つの方法があるというふうに行われております。一つは先ほど紹介がございましたように、議会活動をどちらかというインフォーマルな部分があったのですが、それをちゃんと法律上に載せてくれという動きがございまして、今回の地方自治法改正で、今まではインフォーマルな会議だと言われていたものについても、議員の活動だということが認められるようになった。つまりオフィシャルの活動の幅が広がった。私は金額を上げてしかるべきだと思います。他方で、全く反対の議論もございまして、地方制度調査会の答申からいたしますと、仕事を持っている人の方が、議員になるべきである。土日に議会を開くと。そして一般人の目線から予算等を決めたらどうなのかという議論もございました。となると、それは給料をドンと減らしても構わない、本当の非常勤で構わないじゃないかと。これは全く2つ違う方法になってございまして、私判断が大変難しいと思っております。議会については何らかの話を伺う機会を作っていただきたいと思います。これが体系論でございます。格付けはどうするのかということでございます。2つ目ですが、ではどれ位の給料をそれぞれに払うのか、という掛け算で言うと水準値の方になります。これまで議論に出てまいりました経済情勢や市民感情というものを水準値にどう反映させるべきなのかということでございますが、私が考えるところ結論的には両者は一定程度であります。なぜかと申しますと、先ほどの資料の5、一番後ろの9ページにもございましたように、今年、人事院が人事院勧告を8月に行い、それに準拠して東京都であれば人事委員会が勧告をする。それにならって多摩地域の市が給与を決めていくわけでございます。当然人事院勧告の前提としては、民間の事業所、いったいどれくらいの人たちがどれくらいの給与をもらっているのかとい

うことを綿密に分析した上で給与を上げるべきだ、下げるべきだということを出しております。つまり部長級の最高金額、つまり市長が1.5倍であれば、その掛け合わせる元の数字というものには経済情勢が毎年反映するしくみになっております。しかも今年の場合、人事院が2回勧告を出しておりますので、より細かに経済情勢を反映するしくみが導入されつつあると理解ができるわけであります。また、おそらく市民感情というのは、民間はこれくらいしかもらっていないのに、役所はなんだというのが典型的だろうと私は拝察をいたします。となると、経済情勢を反映しているということをお示しすれば、市民の方々には一定程度ご理解がいただけるのではないかとというのが私の考えでございます。ただし、毎年毎年反映させるということは、これは地方自治法上の趣旨に沿いません。やはりこの場で決めるので。経済情勢が悪くても市長に払うべきだとか、あるいはその逆だというのはやはりこの場で決めて、答申をし、議会で議論するというのがデモクラシーの世界の問題でございます。ですから毎年反映させるというのは大いに問題。ではどうするのか。4年に1回してみてもどうか。しかも現職の市長等については、自分の給与について決めない、つまり次の選挙の人の給与を考えてあげる。書いておりますように、在任中は給与改定は原則しない。経済情勢が変われば別でございますが原則やらない。そして当選3年目ぐらいにやる。そして4年目から新しい方がいらっしゃる時に、それを前提に答申をし条例を改正するというしくみにしてはどうか。たぶん市民の方々が一番懸念しておられるのが、お手盛りではないかという議論ですが、お手盛りをなくすためにはどうしたらいいか。4年に1回やるべきである。しかも現職の市長については変えない。次ぎ当選してもらった時に1,000万円で4年間やりますと、そういう市長に西東京市としてはお迎えする、そういうことでいいのではないかとということでございます。もう一つでございます。最後に申し上げますが、財政面はどうなのかということでございます。前回の議論もございました。しかしながら私専門的な観点から申しますと財政指標というのは山ほど存在いたしまして、なかなか水準値を上げる下げるに非常に使いづらい。ですから、財政をどう扱うかというのは、基本的には非常に悪くなった場合、レジメにも書いてございますように、地方債が許可制に移行して簡単にお金が借りられないような状態の場合にはガクッと下げると。そういう時のために財政指標を使ってみてはどうかということでございます。それを具体的に落としましたのが、資料4-2でございます。部長級の最高年額は1,100万円プラスアルファに市長の給与1.5を掛けますと、1,764万円となります。差引き現在の給与と比べると624,000円低くなるということでございます。逆に副市長や教育長や監査委員というのは、増額になるということでございます。これ差し引き全部いたしますと、おそらくマイナスの改定ということになります。もしこれでやればということでございますが、トータルとしては市の財政から特別職の給与に対する減額がなされるということになると思います。他方で右半分は実は空欄にさせていただいております。それは次回是非お願いをしたい議員や議会事務局の方々にお話を伺いたいということでございますので、空欄にさせていただきます。やはり格付けというものも左側と同じにすべきではないと、さしあたりお話を聞いてから考えるべきではないかと思っておりますので、いったんこの場では留保させていただきたいと存じます。大変駆け足でますます眠くなったと思われる方がいらっしゃったと思いますが以上でございます。

浅川会長

原田委員どうもありがとうございました。事務局の説明そして原田委員の説明を踏まえて、ご質問をこれから受けていきたいと思っております。

柳田委員

それぞれ平均倍率という形で比べていますけれども、これはもともと現行の数値を比べてみればこういう倍率になるということであって、倍率があるからこの額が決まっているというわけではないわけですね。ですからつまり常識的なレベルとしてこれだけあるべきだというのが共通理解として各自治体にあって決めているというわけではなくて、今ある額を逆に計算してみればこれだけの類似団体あるいは25市全体で見れば倍率的にはこうなるというだけであって、相対的に額が高すぎるということに対する批判というのは出てこないと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

原田委員

相対的に高すぎるというのは何に基づいて。相対的というのは比べるということなのですから、何に基づいて高いとおっしゃっているのかを是非伺いたいのですが。

柳田委員

全体的な給与の、これは国民の所得とか、給与所得者の給与割合とかそういうものと比べまして、全体的に特別職というものがどの程度のレベルにあるものかというものを比較してみた場合にかなり高所得のレベルに現在属しているわけなのですね。その差全体、市民とか国民とかの所得レベルと比べてそれがどの程度であれば私もそれは妥当であるということをはっきりいたしませんけれども、かなり全体として高額な所得であるということは階級別の所得層ですか、というものを比べるとこれは歴然としているわけですね。そういう点から見てどうかということなのです。

原田委員

おっしゃる趣旨というのは、おそらく世で言うワーキングプアと言われる方々の年収からすると例えば300万とか200万くらいではないのかということのご趣旨なのかなあと思いました。それをどうやって一定の組織の中でその組織のトップとして一定の職責を果たす人たちに適応できるのかなあとということでございます。実際に人事院が人事院勧告を行う際に、50人以上の事業所に職員を派遣して、いったいあなたの部長、課長はいくらなのかということをお尋ねしてそれを整理してこういう数値を出しているわけでございます。中には事業所10人とか1人とかの事業所まで含めて給料を調べたらもっと公務員の給料は下がるのではないかとございしますが、それはですね、できないんですよ。なぜかと申しますと、格付けができない。例えば5人の事業所の場合に部長がいるじゃないですか。部長はこれくらいしかもらっていない。しかしそれはたぶん大きな企業で言えば係長であります。というような格付けを小企業、中企業、大企業にそれぞれ合わせていくわけですね。たぶん事業所の調査あたりが、私が人事院の方に聞いた限りでは、たぶん、ぎりぎりできるのが50人くらいではないか。その組織中の職責、何をやっているのかという職責を格付けしていくためには、それくらいが難しい。しかも事業所5人とか1人になると事業所は山ほどございします。それを、なんといいますか分散値を低くする形で調査することは非常に難しい。だいたい大企業であれば把握ができるのでありますが、彼らは嫌がっているわけですから、やはり小さな事業所となるとかなりブレが出てくる。俺のところはたくさん儲かっているからたくさん出しているというところにたまたま調査に行ったりすると額がやっぱりでこぼこしてしまう。そういった組織の中の指揮命令系統の中で働いている方々の職責を格付けするという点でいうと、たぶん50人以上の現在人事院がやっているしくみというのは、これ以下はなかなか難しいのかな。一人がいくらももらっているのかということではできません。水

準です。格付けができません。格付けができるデータを反映しているというのはせいぜいというかこれが限度なのかなあというのが私の結論です。

浅川会長

柳田委員、原田委員のお話を聞いていて、皆さんなるほどなあといいところがあったのではないかと思います。それぞれ皆さんにご意見をお伺いすることにはいたしましょうか。

原田委員

わからないところを含めて。

柳田委員

つまり格付けのために人事院が調査しているのは、前は100人以上で、50人以上に変わって、規模が広がったわけですが、それはやはりなるべく実態に合わせた形で体系を決めていこうということだと思うのですけれども、ということは全体のレベル、格付けという点ではそれが最低、あるいはぎりぎり30人ぐらいまでいけるかもしれないと私は思うのですけれども、その水準で見ていくというのは相対的に見れば全体の給与から見れば割とハイレベルなところでの比較になっている。抽出がそういうところであるから、レベルとしては、一定程度高いところで決まっている。全体から見れば全体の零細な中小の企業とも比べれば所得水準というのは比較的高いレベルで決められているということではありませんか。

原田委員

そのような印象はあるのですが、仮に本当に小規模団体、小規模事業所の調査をかけた場合に本当にそうなるのかどうか。すなわち、小規模事業所は儲かっていないし、事業所の財政規模からするとそんなに大きくないので、低いのではないかといい印象は確かにあるのですが、本当にそうなるのかどうかということをしかり信頼性がある形で統計上出せるかということ私の印象ではなかなか難しい。また、私は毎年人事院から勧告が出るたびにご説明をたまわっているのですが、その感覚からすると、何とも言えないというようなところでございます。はっきりわかりません。

柳田委員

データの的には規模が小さくて従業員も少ない事業所と大企業、資本金、従業員数が多いところを見ますと、給与所得はやはり小さいところが少ないし大きいところが多いとそういうデータは国税庁の方でございますので、やはり高いレベルで比べていけば高い水準で決まるということは事実ではないかと思っています。

原田委員

今の議論は典型的な水準論です。

柳田委員

ですから格付けというものは、最低ある程度高いレベルで比べているというのは、格付け自体も高くなっているのではないかということなのです。

原田委員

例えば2人の事業所があったとして、社長と平社員がいると。社長は社長である。その社長が例えば最近景気が悪く儲かっていない。それでいくらであるという格付けをそもそもしているのかどうか。おそらく本来であれば、その間にさまざまな管理職が存在し、それを前提に算出をしているのですから、肩書きが同じ社長であるからといって同じ社長であるというようにするのはやや難しいところがあるかなあという印象があります。

柳田委員

ですからそれはわかるのですね。だから人事院の勧告自体がそういうものをある意味では切り捨てているわけですね。比較、格付けのためには。そこをしっかりとある程度押さえておかないと人事院の勧告が全てであるような決め方というのは、マイナス要因も比べる必要があるのではないかという私の批判なわけです。

原田委員

おそらく人事院の基準を使わないとなると、極端に言えば部長級よりも低くて構わないということにおそらく部長級以下の一般職の公務員は労働基本権が制約されている以上その代償機関としての人事院が毎年8月に出す人勧に準拠しない限りはおそらく憲法違反となりうるわけですから、一般職はなかなか扱いづらいところが事実上ある。まあ職員団体との交渉もありましようけれども。そうすると特別職がそうじゃなくていいのかということになると本当にそれでいいのかなあという気もいたしますし、何か他によって立つべき基準があるのか。おそらくこれだけ精緻に民間企業がいくらもらっているのかというのを毎年、今年度で言いますと年に2回調べている機関、あるいはそのデータというのはこの人勧、民調といたしますが、民調を除いて他にないと考えております。ですから他に何か準拠するものがあるかといいますと、残念ではありますが50人以下の事業所を把握できている、切り捨てているというのはニュートラルではありませんので、把握をしていない、調査ができていないということですが、それ以外によって立つものを出せというと、私は研究者として申しますけれどもないです。ですから、あとは切った貼ったでよしいというのであれば、切った貼ったをしましようという以外にありませんが、それは市民に対して私はあまりよくないと思います。私は研究者として一貫して準拠すべきものがあれば準拠したものをいったん示し、そこから判断すべきだと考えております。というか私は研究者としてそれ以上のことは言えない。あとは一般市民、皆さんと同じ西東京市民ですから、あとはご不満であれば一票入れる、入れないという問題になってくるのかなあという気もしております。

浅川会長

まあ、他に準拠するものがあれば、今の議論はすっきりするかもしれないし、ないとすれば。

原田委員

ないし、これから出てくることもない。

浅川会長

可能性が少ないということでしょうね。2人の論議について何か他に質問なり何かございますか。

蓮見委員

人事院勧告で下がっていると出ておりますね。ということは、来年度の所得が公務員給与は下がるということですね。それに伴って特別職の報酬というのは来年も下がるのでしょうか。

原田委員

そうです。確実に下がります。もし私が考えているしくみでいえばですけども、それは皆様方のご議論が前提ですけども。経済情勢を反映することで、下がります。0.35分確実に下がります。もちろんこれから上がることもあります。経済情勢がよくなれば。ですからやはりそれは部長級がいくらもらうのかということが経済情勢と市民感情を反映している。それに合わせて市長も高くもらったり低くもらったりするべきだ。

あとは市長の格付けというのは、調べたように他の自治体もそんなに変わらないだろうという前提です。

蓮見委員

先ほど言われたみたいに、例えば在職中、1,000万でやりますよと西東京市はなっていないのですよね。これに伴って変更すると。

原田委員

私の考えでは、市長ご自身もやはり嫌だと思うのですね。ご自分の給料を在任中にやるというのは。そういう批判が、アンフェアかフェアかどうかわかりませんが、批判がないようにするためには、今後のこととしてこんなふうにやってみたらどうかということです。

大屋委員

原田委員、いや先生のお話。流れはよくわかりますけれども。例えば私なんかは類似団体というようなものが出てきますとね、それいったいそういうもので考えていいのかという問題が出てきます。それと今のお話ですと話の筋は通るのか。通るということでしょうけれども、例えば私はこれは後日話しますけれども、例えば八王子は人口から全部トップでね。給料関係なども全部トップです。それで財政状況の資料なんかを見るとこれめちゃくちゃなんですね。私はそういうような、八王子の批判をしてもしょうがないのですけれども、財政状況なんかの指数なんかを見るだけだと言われればそれまでですが、いいですか、そういう状況になっているということをもう一つ考えるべきなんだと。それは西東京市も同様のことなのです。そしてその上で私は市民感情という話がありますが、市民感情から考えれば、上げるなんて話にならない。どんと下げるべきでしょ。それは今の市民感情で言いますと、これだけ今苦しい思いをして仕事無し、1時間の給料を700円だ、とんでもない、それはそうですよ、私に言わせれば。たった800円か。800円にならないような状況の中で働く方がゴロゴロいるわけです。そんな時にこういう基準で理論的にはおそらく正しいのだと思いますよ。そういうところから持ってきた話で、市長以下の皆さんの給与が決まる、私はそれは基本的な考え方として間違えているとそういうように思います。だから市民感情というよりも市民生活を一つ考慮しましょうということになれば、これまた面白いのではないかと思いますけれども。そういうことなんで、これから私の話も次回、その後くらいで何とか私の話をさせていただきたい。資料も出させていただきますけれども。それはあくまでもあるべきものについてなんですけれども、とにかくそういう具体的な話をしなくてはいかんのです。僕が市長の給料をぐんと上げて1,500万くらいだろうとその辺の話をした時に、その時には皆さんおかしいということがあれば、それは法的なことがあってまずいということになればそれはそれで教えていただくということにして、我々は理論的にこうしてきてかくあるべきという、原田委員の話を聞いて、私は基本的なところで今言いました類似団体ということなのですけれども、そういうところで私はもうわからないということなものですから、皆さんが出す金額については、それを出して、法律的な問題があるというのならまた改めるということで、私は任意にいろいろな意見を出していただいて、そういう方向に何とかもっていったらいいとこういうように思います。今上げる下げるがどういう方向に行くのかわからない状況ですのでね。私の話は以上です。

浅川会長

当然任意に意見を出していただいて、基本的にはそういう会だということです。

原田委員

私これでやってくださいと申し上げたことは一度もございません。私自身の大学の名誉のためにも申し上げますけれども、科学者が専門的な見地から発言をしないでよろしいということであれば、私どもの大学の使命というのは全くございません。是非その点をご検討ください。

高木委員

今のところの単なる感覚なのですけれども、今日話を聞いていて部長級最高年収者を100とすることによっての倍率ということですが、悲しいかな部長級最高級というのが各市の比較がないもので、もともとのベースになる100というものの、100自身の比較がわからない。だからそれに基づいて1.5がいくつといったとしてももともとが低ければ倍率は上がりますし、もともとが高ければ倍率が下がるわけです。ですから最初の倍率の1.55とか、八王子が1.6とあるのですけれども、元となる基準の比較がないから、ちょっとこれだとわからない。ただ類推してみるとそうは変わらないという気がするし、ただ部長級は各市に比べるとちょっと西東京市は高いような感じが数値としてはするのですね。そこら辺をまあ今日が最終結論ではないので、この表においての感覚です。それから次に比較論と水準論は一つの考え方でこれは非常によろしいと思うのですけれども、ただ考え方の中で市の職員と市長というのが立場が若干違うかなあと。差がどのくらいが妥当かというのがあるのですけれども、市長というのは組織の最高責任者で、全ての責任がきますし、いつも風がくるところですよ。何年に1ぺん首になる可能性もあるということで、やはりそこら辺が副市長とか他の職員の何年に1ぺん首になる立場でない人と比較がなかなか難しいという気がします。あとは、高いか安いかというのは組織論でまず考えると、これだけの組織のランクということだとすると、それだけの責任があるからそれだけの一定の報酬をもらわなければ、合う合わないという言い方を簡単にしてしまえば、合わない。ただ、そうはいても、西東京市というのがそういう組織がどのくらいあるのかということ、悲しいかな経済状況の中でほとんど組織らしい組織が少ないわけですね。皆さんの考えている一般的な体感、一般の人の収入とすると、突出しているように感じてしまうわけですね。市民感情と組織としての責任としての立場における報酬との感覚をどう調整していくか。普通だとすると組織論からすると一定の収入があって当たり前だと思うのです。ただ、西東京市で組織があまり少ないもので、一般的な収入感覚からすると高く感じてしまうのかなと。それをどこら辺でバランスをとるかというのが難しいところだと思います。以上です。

浅川会長

非常に貴重なご意見だと思います。他にございますか。

西道委員

原田委員の方から考え方を説明していただきまして、私自身は一つの大きな展開だろうというように思います。ただ、市民感覚というか、例えばワーキングプアというような人を踏まえて考えてみた場合には、それは高いだろうと、もう少し下げるべきではないかというそういう考え方があるかもしれない。ただ、そういう考え方ですね。それについてはどういう水準でいいのかということになるともうエイヤで考えざるをえない。理論的な根拠がないという、これは高木委員も同じ考え方かと思うのですけれども、非常に難しい。そののところへ入っていくと、もう既にエイヤの議論の世界になっちゃうんじゃないのかと。当審議会において、もうエイヤでやるのか、それとも一応合理的な考え方を踏まえて理論構築の上でこのようにやっていくのか、ということでその市民感覚をどこにどう取り入れるのかということがですね非常に難しい。単に理論構成だけ

でいってもうまくいかない場合もあるかもしれないし、審議会においてそれをどういうふうに盛り込むことができるのか。いろんな意見が出てくるかと思えますけれども、それも単にエイヤでやっていいのかどうか、最終的にはそういうことになるのではないのかなと。いくら理論的なことを詰めても、そういう世界に入っていってしまうと、もう全然根拠のないところで自分たちの感覚で結論を出さざるをえないという形になって非常に難しい。私としてはこの審議会がそうあっていいのかなのかやや疑問ではあります。やはり市長というのは先ほども話が出ましたが、選挙に選ばれて出てくる人である。そして大きな組織を抱えている。時と場合によっては西東京市の運命を担っていかなければならないという大きな職責がある。そうとすれば大きな企業の社長にも値するのではないか。そうとするとそれだけのことを市長にきちんとやっていただく、その見返りとしての報酬であるべきではないか。そうすると単にワーキングプアとかそういったものの人たちとの比較だけで論じてもことははじまらないような気がして。先ほどの原田委員の考え方、格付けを含めての考え方も一理あるのかなとこういうふうに思っているところでございます。以上です。

浅川会長

職責ということをおっしゃっているのではないかと思います。私も大学の教授ですけども今のような議論はよくあります。それ以上にわかったことは、原田委員は二つの間の両者の間を取っていかかという発言をされていました。それともう一つ簡単に言うわかりやすい数字をどこかに提示するのもいいという。そういう意味からすると学者としての行政の話だけではなくて、じゃあ実際にはどうすべきかという話がそこに盛り込まれているような感じがいたします。私の感じではね。

柳田委員

またちょっと水準のことに戻ってしまうのかと思いますが、引き上げ前の額がございませぬ。それで私平成19年度の歳入額それから歳出額それから財政力指数それから経常収支比率それから地方債現在高、こういうものと市長給料と議員報酬の順位を並べて考察してみたのです。それから平成21年度の一般会計当初予算での市税の割合と市税人口一人当たりの額の順位というものを比較してみました。次回までに資料として皆さんにお渡ししたいのですけれども、そうしますとですね。市長や議員の報酬が高いところとそれからそれぞれ比較したものの多いところが多くなる、それから小さいところが少なくなるというバランスがとれているかどうかというのをみてみましたところ、引き上げる前の額だと非常に西東京市はだいたいバランス的にはいいところに位置していたという、ちょっと判断があるわけです。ただ、地方債現在高は借金ですね。借金は合併特例債とかというものがあって多いので、これはちょっと比べると非常にいろいろバランスが欠いているのですが。ただ現在の市税の状況などを考えてみれば、決して豊かではない、富裕自治体ではないわけです。ぎりぎりにやりくりをして赤字ではないという問題がないのですよと言っているだけで、公営企業の特別会計も含んだ形で経常収支を比べてみれば、もうこれは102という状況でありますから非常にこれは逼迫しているといういろいろ市民サービスにお金が使われない状況になっていると思います。そういう状況も考えていかなければ、ただ単に格付けだけでいいのかということがございます。それだけまとめればだいたい1年間に3,500万円もの影響がある引き上げだったわけです。これはそれだけ年々別のサービスに使おうと思えば本当に十分なことがいろいろできてくると、そういうことも考える必要があると思うのです。ですのでだから格付けという観点は非常にある意味必要かとも思いますけれども、客観的な数値で決めていく

というのは非常に魅力がありますけれども、その場合にそれでも比較したものがわかりやすい数値で言えば部長の1.5倍になるというのが妥当であるかということがわかりやすいからというか、今の平均のレベルで計算した場合にそうなるからといってそこにもっていくのはどうかという思いもちょっとあります。

浅川委員

柳田委員と大屋委員からの資料は皆様方にお配りするというので今日はよろしいですか。

柳田委員

はい。

浅川会長

今のことは次回の会議でも引き続き行うことを当然考えております。改めて格付けというのは、特別職については非常に原田委員からなかなかいいご提案がございましたけれども、これを議員のレベルですか、格付けは難しいというお話もあったようですので、例えば一つのキーワードとして議員活動についてどういうことをさなれているかということをお話を伺いたいという趣旨があったように思いますが、例えばそのようなことというのは可能なのですか。

事務局

先ほどの原田委員からのご要望ですが、26日の次回皆様にお集まりいただく席にですね、時間の制限がどのくらいになるかわかりませんが、議会事務局の職員をこれから依頼するようにいたします。確認になりますけれども、原田委員の方からは議会活動をどのようにしていくのかということと、専従性の問題ですね。兼職をしているのかがわかったらいいということですね。形式としましては、質疑応答のような形でもよろしいのでしょうか。議会事務局の職員が議会活動としてはこういうことをしていますという形で一定の説明をさせていただいて、皆様からの質疑応答をするという形式でもよろしいでしょうか。

浅川会長

一定の説明をしていただいた後で質疑応答をお願いします。

事務局

わかりました。先ほどの原田委員からのご要望の点と西東京市での議員活動のあらましと申しますが、その辺をかなりオフィシャルな面かもしれませんが、ご説明させていただきまして、それに関する事、または皆様の日頃からお持ちになっているような疑問等、答えられる範囲で議会事務局の職員に要望いたします。

原田委員

その際に是非柳田委員からの資料がございましたけれども、もう一回議会だけ資料をまとめてくださいますでしょうか。いくつか他にもございましたけれども、次回用に議会の資料として閲覧できたほうがたぶんわかりやすいのではないかと思います。

事務局

既にお出ししている資料をまとめてお示しいたします。

大屋委員

私は次回と次々回の2回あたりである種結論が出るようなことをくれぐれもそれをお忘れなくお願いしたい。

浅川会長

東京都人事委員会の勧告も出ておりますし、まとめることを前提にいたします。です

からもちろん今の話ですけれども、11月のある時期には答申が当然なされているべきだと承知しております。そうしなければ我々の使命を放棄してしまうことになります。では本日の会議はこれをもって終了いたします。皆さんご苦労さまでした。

次回以降の日程

第5回会議	平成21年10月26日（月曜日）午前10時から
第6回会議	平成21年11月 6日（金曜日）午後6時から
第7回会議	平成21年11月17日（火曜日）午後6時から